

市政トピックス

固定資産税・都市計画税の減免

税務課 資産税係（内線 135・136）

母子または父子世帯や65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯で、固定資産税・都市計画税の納付が困難であり、1月1日現在、次の条件にすべて当てはまる人は減免が受けられます。

該当すると思われる人は減免の申請をしてください。

▼条件

- ・低所得により、生活のため国・県または市から各種福祉手当、各種年金などの支給を受けている。
- ・世帯全員が、居住用以外の固定資産を持っていない。
- ・居住用の宅地の面積が200㎡以下である。
- ・世帯全員の総所得金額が生活保護法による保護基準の1.1倍を超えない。

○高齢者のみの世帯の減免に該当する収入金額の例

- ・70歳以上の高齢者一人の世帯で、年金の収入金額がおよそ210万円以下の場合。
- ・70歳以上の高齢者二人の世帯で、年金の収入金額がおよそ250万円以下の場合。

※生活保護基準の変更や、世帯の年齢状況等により基準額は毎年変動しますので、納付が困難な人はご相談ください。

▼申請方法

①印鑑②福祉（年金）手帳・障害者手帳・年金証書等を持参の上、税務課にある申請用紙で納付期限の7日前までに申請してください。

ご存知ですか？ 檢察審査会

岡崎檢察審査会事務局

（☎0564(51)5793）

交通事故などの犯罪の被害にあつたが、檢察官がその事件を起訴してくれない…。このような不満をお持ちの人は、岡崎檢察審査会事務局にご相談ください。

一般不妊治療費補助金制度

保健センター（☎828211）

申請期限が近づいていますが、申請はお済みですか？不妊で悩んでいるご夫婦に、その治療費の一部を補助しています。

▼対象者 ご夫婦のどちらかが市内に住所を有し、医療保険に加入し、医師に不妊治療の必要があると診断された法律上のご夫婦（他の市町村で同様の補助を受けている場合は対象外）

▼対象治療 平成23年3月～平成24年2月末日までに受けた不妊検査、一般不妊治療、人工授精

▼対象費用 不妊治療に要する費用の自己負担額。健康保険適用外の費用も対象となります。（文書料など治療に直接関係のない費用は対象外）

▼補助内容 1夫婦1年度につき1回、自己負担額の2分の1、上限5万円（1年度は3月受診分から翌年2月受診分です。）

※期間は継続する2年間で、他の市町村で受けた補助期間も含まれません。

▼申請期日 3月末日まで

▼その他 申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

平成24年3月以降の治療については、4月以降の申請受付となります。

支えあう温かい手がすぐ側に （中部9県1市自殺予防統一標語）

衣浦東部保健所健康支援課
（☎214778）

3月は「自殺対策強化月間」です。自殺の原因にうつ病が潜んでいることもあります。「何だかゆううつ」「眠れない」が続いたらうつ病のサインです。うつ病サインをみながらキャッチし、心配だと思ったら早めの相談や受診をおすすめします。ひとりでストレスを抱え込まず、ひとりで悩まないで誰かに相談することが有効です。

逢妻浄苑（火葬場）の使用料が改正されます

市民課 市民企画係（内線197）

衣浦東部保健所では、土・日曜日、祝日を除く毎日、午前9時～正午、午後1時～4時30分までこころの健康相談を実施しています。ぜひご利用ください。

4月1日から人体の使用料は無料になります。なお、犬・猫の区分に愛玩用小動物を追加します。

逢妻浄苑使用料			
区分	単位	現行(円)	改正後(円)
満10歳以上の人	1体	1,500	無料
満10歳未満の人	1体	1,000	
死産児	1胎	600	600 (愛玩用小動物含む)
犬	1体	900	
猫	1体	600	
汚物	1個	600	600

※愛玩用小動物とは、犬、猫、ハムスター、うさぎ、フェレット（イタチ科）、小鳥、モルモット、ヘビ、カメ等の小動物です。

中町「市長との意見交換会」を開催します

各町内会であらかじめ選択していただいたテーマに基づき、参加された市民の皆さんと市長が自由に意見交換を行う「市長との意見交換会」。

市民の皆さんどなたでも参加することができますので、多数のご参加をお待ちしています。

- ▶とき 3月11日(日) 午後3時30分から
- ▶ところ 中町公民館
- ▶テーマ 高齢者福祉 他
- ▶出席者 市長、副市長、企画部長他
- ▶問合せ 協働推進課 秘書広報係(内線332)

在宅医療廃棄物の取扱い

環境課 ごみ減量係(内線217)

在宅医療に伴って家庭から排出される在宅医療廃棄物ですが、先日、注射器・注射針が町内ごみ集積所に排出されていました。ごみ収集作業員の針刺し事故防止のため、次のとおり協力をお願いします。

- ・注射器、注射針等鋭利なもの、感染力を有するもの、あるいはその疑いのあるものに関しては、必ず、医療機関へ持込み、処理を依頼してください。

・CAPDバッグ、カテーター類、点滴バッグ、ガーゼ類、ストーマ袋などは可燃ごみとして出すことができます。(必ず、中の残存物を処理し、空にしてから排出してください。)

臨時職員(軽土木作業員)募集

都市計画課公園緑地係(内線413)

- ▼募集人員 2人
- ▼応募資格 車の運転ができる人・日本語で日常会話および簡単な読み書きができること・簡単なパソコン業務ができること・年齢63歳未満
- ▼業務内容 道路・公園のパトロール等をし、施設の点検、軽修繕・清掃等軽微な作業や報告書の作成を行います。
- ▼雇用期間 4月2日(月)～9月28日(金)まで(勤務成績により更新可能)
- ▼勤務日 週5日(土・日曜日、祝日を除く)
- ▼勤務時間 午前9時30分～午後4時(60分休憩)
- ▼賃金 1時間940円(月末締め翌月16日支給)
- ▼採用方法 書類選考後面接
- ▼募集期間 3月1日(木)～9日(金)
- ▼提出書類 履歴書(写真貼付)、自動車運転免許証の写し(市役所開庁時間内に都市計画課へ持参)

4月1日から

市内全域で、500㎡以上の開発を行う際に雨水対策の為に許可が必要となります

県は、都市化が著しい二級河川境川、逢妻川、猿渡川に流れ込む地域(境川・逢妻川・猿渡川の流域)を、4月1日に特定都市河川浸水被害対策法に基づく『特定都市河川流域』に指定します。

特定都市河川流域に指定されると、田畑など締め固められていない土地に建物を建てたり、駐車場などにする面積500㎡以上の雨水浸透阻害行為には、知事の許可が必要となります。許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

流域界の詳細は、「愛知県統合型地理情報システム(GIS)マップあいち」(<http://maps.pref.aichi.jp/>)や流域図(縮尺1/2,500)を各市町や建設事務所で閲覧できるようにします。

詳細は、次の問合せ窓口でリーフレットを配布する他、境川流域総合治水対策協議会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sougo-chisuji.jp/>)
 ▼問合せ 県建設部河川課 企画グループ(☎052(954)6553)
 ※市内で行う場合は県知立建設事務所 河川整備課(☎(82)6489)

例えば **田畑** など締め固められていない土地に**駐車場**を作る時



例えば **田畑** など締め固められていない土地に**建物**を建てる時



高額な外来診療を受ける皆さんへ

4月1日から外来診療についても窓口支払いが一定の金額にとどめられます

これまでは、高額な外来診療を受け、ひと月の窓口支払いの金額が限度額を超える場合でも、いったんその額をお支払いいただき、あとから高額療養費として差額をお返ししていました。4月1からは、外来診療についても、入院と同様に、1か所の医療機関で限度額を超える場合は、限度額までしか請求されなくなります。

加入する健康保険	事前の手続き	医療機関等で提示するもの
国民健康保険（市町村）、健康保険組合、全国健康保険協会、国保組合、共済組合などの保険	70歳未満の人 70歳以上の非課税世帯等の人 加入する健康保険組合などに「認定証」（限度額適用認定証）の交付を申請してください	「保険証」と「認定証」を窓口に表示してください
	70歳以上で、非課税世帯等ではない人 手続きの必要はありません	「保険証」と「高齢受給者証」を窓口に表示してください
後期高齢者医療制度（75歳以上の人、65歳以上で一定の障がいのある人）	非課税世帯等の人 市区町村の担当窓口で「認定証」（限度額適用認定証）の交付を申請してください	「保険証」と「認定証」を窓口に表示してください
	非課税世帯等ではない人 手続きの必要はありません	「保険証」を窓口に表示してください

※「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。（高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます）

事前の申請などの詳細は、加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国保組合、共済組合までお問合せください。

▶ 問合せ 国保医療課（内線151、152、154～157）

現在、70歳～74歳で医療機関の窓口負担が1割の人は、4月から2割に引き上げられる予定でしたが、平成25年3月31日まで1割負担が継続されることになりました。

市の国民健康保険加入者で、一部負担金の割合が「2割（平成24年3月31日までは1割）」と記載された高齢受給者証をお持ちの人には、「2割（平成24年7月31日までは1割）」と記載した新しい高齢受給者証を3月末頃にお送りします。現在お持ちの高齢受給者証は、差し替え後、個人情報報がわからないように破棄していただくか、ご返却ください。

※1割負担であっても、平成24年3月31日までに75歳に到達される人や3割負担の高齢受給者証が交付されている人には送付されませんのでご注意ください。

8月1日以降については、平成23年分の所得に応じて負担割合を見直し、7月末頃にあらためて高齢受給者証をお送りします。

▼ 問合せ 国保医療課 国保年金係（内線154・156）

70歳～74歳の皆さんへ
医療機関の窓口負担は
1割に据え置かれます！

～市政に参加してみませんか？～
指定管理者選定等審査委員会の委員を募集します

▶問合せ 企画政策課 政策係（内線287）

○指定管理者制度とは…

従来、地方自治体の出資法人等が管理していた公の施設について、管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることができる制度です。

この制度は行政事務を民間に開放することで、住民サービスの向上、行政コストの縮減等を図ることを目的に創設されたもので、その施設の管理者を指定管理者と言います。

知立市では、平成18年度にスタートし、現在6施設で指定管理者による管理を行っています。

【指定管理施設】文化会館、精神障害者小規模保護作業所、地域福祉センター、いきがいセンター、有料駐車場、西丘コミュニティセンター

活 動 内 容	指定管理者による管理の1年を振り返り、適正な管理が行われたかを市民の視点から評価していただきます。また、新たに指定管理者を選定する場合や指定を取消す場合にも審議していただきます。 ※ただし、特定の施設について利害関係のある人は委員になられた場合でもその施設の議事に加わることはできません。	
組 織	15人以内（専門的知識を有する人、市の職員、公募市民等）	
任 期	4月1日～平成26年3月31日まで（2年間）	
会 議	年2回程度（5月～7月・平日の日中を予定）	
報 酬	本委員の出席ごとに市が定める報酬額	
募 集 人 数	3人程度	
募 集 要 領	応 募 資 格	市内在住・在勤または在学の人で、熱意を持って参加できる人
	応 募 方 法	応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、Eメールまたは持参（2階企画政策課）によりご応募ください。
	応 募 用 紙	企画政策課で配布するほか市ホームページからもダウンロードできます。
	応 募 期 限	3月23日（金）必着（郵送の場合は当日消印有効）
	決 定 通 知	応募者多数の場合は選考になります。結果は、4月上旬ご本人あてに通知します。
	応 募 先	〒472-8666 知立市役所 企画政策課 政策係（住所不要） Eメール：kikaku-seisaku@city.chiryu.lg.jp

※指定管理者制度の詳細については、市ホームページをご覧ください。

愛知県日より

障がい者用駐車場の適正利用

県健康福祉部 障害福祉課
 ☎052(954)6291

「障がい者用駐車場」は、車椅子を使用している人などが、自動車のドアを全開にして楽に乗り降りできるように、3メートル50センチ以上のゆったりとした幅が設けられている駐車場（駐車スペース）のことです。この駐車場（駐車スペース）には、「車椅子マーク」の表示があります。この表示の意味をご理解いただき、一般の人のご利用は、お控えくださるようお願いいたします。

なお、県では、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」で、この駐車場（駐車スペース）を、車椅子の利用者だけでなく、次のような、日常生活または社会生活で身体等の機能上の制限を受けている人も利用することがあります。

- 障がいのある全ての人（身体・知的・内部障がい者等）
- 高齢者
- 妊産婦
- 乳幼児連れの親等



パブリックコメント

— 皆さんの意見を募集します —

知立市多文化共生推進プラン(案)

この計画は外国人市民の定住化と増加が進む中、誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりを推進するための指針として策定するものです。

このたび計画(案)がまとまりましたので、計画案に対する意見を市パブリックコメント制度に基づき広く募集します。

▼意見募集期間

3月1日(木)～14日(水)まで

▼計画案の閲覧場所

- ・ 協働推進課(市役所3階)
- ・ 行政資料コーナー(市役所3階)

・ 図書館

・ 市ホームページ

▼意見の提出方法

・ 協働推進課へ持参

・ 郵送 〒472-8666(住所不要) 知立市役所 協働推進課

・ FAX (83)1141

・ Eメール

kyodo-suisin@city.chiryu.lg.jp

▼次の内容を明記して提出してください(様式自由)

① 件名「知立市多文化共生推進プラン(案)に対する意見」

② 住所

③ 氏名

④ 勤務先または学校名(市外の人のみ)

⑤ 連絡先

⑥ あなたの意見を記入 ※電話での受付は行いません。

▼意見の取り扱い

提出されたご意見と検討結果は、次の場所で公表します。

・ 協働推進課(市役所3階)

・ 行政資料コーナー(市役所3階)

・ 市ホームページ

※提出者の住所、氏名などは、公表しません。また、お寄せ

いただいたご意見に対し個別に回答することはしません。

でご承知ください。

▼問合せ 協働推進課 協働人

権係(内線333)

○パブリックコメントとは…

政策の立案等を行おうとする場合にその案を公表し、市民の皆さんの意見や情報を提供していただき、その意見を行政に反映させる制度です。

寄せられた意見やそれに対する市の考え方は、後日、市ホームページで公表します。

知立市地域福祉計画(案)

平成24年度からの知立市地域福祉計画の策定作業を進めています。

このたび計画(案)がまとまりましたので、計画案に対する意見を市パブリックコメント制度に基づき広く募集します。

▼意見募集期間

3月5日(月)～21日(水)まで

▼計画案の閲覧場所

・ 福祉課(市役所1階)

・ 行政資料コーナー(市役所3階)

・ 図書館

・ 市ホームページ

▼意見の提出方法

・ 福祉課へ持参

・ 郵送 〒472-8666(住所不要) 知立市役所 福祉課

・ FAX (83)1141

・ Eメール

fukusi@city.chiryu.lg.jp

▼次の内容を明記して提出してください(様式自由)

① 件名「知立市地域福祉計画(案)に対する意見」

② 住所

③ 氏名

④ 勤務先または学校名(市外の人のみ)

⑤ 連絡先

⑥ あなたの意見を記入 ※電話での受付は行いません。

▼意見の取り扱い

提出されたご意見と検討結果は、次の場所で公表します。

・ 福祉課(市役所1階)

・ 行政資料コーナー(市役所3階)

・ 市ホームページ

※提出者の住所、氏名などは公表しません。また、お寄せ

いただいたご意見に対し、個別に回答することはしません。

でご承知ください。

「地域福祉計画とは」

「地域の助けあいによる福祉(地域福祉)」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合う「顔の見える関係づくり」、お互いを認めあい支えあう「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

▼問合せ 福祉課 福祉企画係

(内線141)